

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則

昭和44年12月26日規則第119号

改正

昭和47年3月31日規則第54号
昭和48年6月1日規則第68号
昭和51年7月30日規則第71号
昭和60年3月30日規則第40号
平成6年3月31日規則第118号
平成9年3月31日規則第76号
平成11年12月28日規則第93号
平成12年3月31日規則第103号
平成13年3月30日規則第55号
令和元年6月25日規則第15号
令和3年9月28日規則第80号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則をここに公布する。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則

(事務の委任)

第1条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「法」という。）に基づく次に掲げる事務は、土木事務所長及び治水事務所長（以下「所長」という。）に委任する。

- (1) 法第5条第1項及び第17条第1項の規定により調査又は工事のため他人の占有する土地に立ち入り、及び他人の土地を一時使用すること。
- (2) 法第7条第1項、第2項及び第4項の規定により同条第1項各号に掲げる行為を許可し、及び当該許可に条件を付し、並びに当該行為に係る許可に代わる協議を行うこと。
- (3) 法第7条第3項の規定により行為に着手している旨の届出を受理すること。
- (4) 法第8条第1項の規定により第2号に掲げる行為に係る許可を取り消し、及び当該許可に付した条件を変更し、並びに制限行為の中止その他必要な措置をとることを命ずること。
- (5) 法第9条第3項の規定により急傾斜地崩壊防止工事の施工、家屋の移転その他必要な措置をとることを勧告すること。
- (6) 法第10条第1項及び第2項の規定により、第2号に掲げる行為が行われた土地の所有者等に対し急傾斜地崩壊防止工事の施工を命ずること。
- (7) 法第11条第1項の規定により土地に立ち入り、当該土地等を検査すること。
- (8) 法第13条第1項及び第2項の規定により急傾斜地崩壊防止工事を施行する旨の届出及び通知を受理すること。
- (9) 法第26条の規定により土地の所有者等に対し、必要な報告を求めること。

(急傾斜地崩壊危険区域の指定基準)

第1条の2 法第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定は、次の各号のいずれにも該当するものについて行うものとする。

- (1) 急傾斜地の高さが5メートル以上のもの
 - (2) 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上であるもの又は5戸未満であつても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのあるもの
- (身分を示す証明書の様式)

第2条 法第5条第5項（法第11条第2項及び第17条第2項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、第1号様式とする。

(行為の許可の申請)

第3条 法第7条第1項の規定による許可を受けようとする者は、その行為の区分に応じ、それぞれ別表に定める図面及び書類を添えて急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書（第2号様式）により所長に申請しなければならない。

(行為の内容変更の許可の申請)

第4条 法第7条第1項の規定による許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）が、当該許可に係る行為の内容を変更しようとするときは、別表に定める図面及び書類のうち変更に係るものを添えて急傾斜地崩壊危険区域内行為内容変更許可申請書（第3号様式）により所長に申請しなければならない。

(行為に着手している旨の届出)

第5条 法第7条第3項の規定による届出をしようとする者は、別表に定める図面及び書類のうち所長が必要と認めるものを添えて急傾斜地崩壊危険区域内行為着手届出書（第4号様式）により所長に届け出なければならない。

(住所変更等の届出)

第6条 許可を受けた者は、その住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）に変更があつたときは、その日から10日以内に住所変更等届出書（第5号様式）にその事実を証する書類を添えて所長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第7条 許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、承継の日から20日以内に急傾斜地崩壊危険区域内行為地位承継届出書（第6号様式）にその事実を証する書類を添えて所長に届け出なければならない。

(地位の譲渡)

第8条 法第7条第1項の規定による許可に基づく地位は、所長の許可を受けなければ譲渡することができない。

2 前項の許可を受けようとするときは、その理由を示す書類その他所長が必要と認める書類を添えて急傾斜地崩壊危険区域内行為地位譲渡許可申請書（第7号様式）により、当該譲渡の当事者双方が連署して所長に申請しなければならない。

（行為の開始等の届出）

第9条 許可を受けた者が当該許可に係る行為を開始し、又は完了したときは急傾斜地崩壊危険区域内行為開始（完了）届出書（第8号様式）により、当該行為を廃止したときは急傾斜地崩壊危険区域内行為廃止届出書（第9号様式）により、それぞれその日から5日以内に所長に届け出なければならない。

（防止工事の施行の届出）

第10条 法第13条第1項の規定による届出をしようとする者は、別表に定める図面及び書類のうち所長が必要と認めるものを添えて急傾斜地崩壊防止工事施行届出書（第10号様式）により所長に届け出なければならない。

（準用規定）

第11条 第3条及び第4条の規定は、法第7条第4項の規定による協議に準用する。

2 前条の規定は、法第13条第2項の規定による通知に準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日規則第54号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年6月1日規則第68号）

この規則は、昭和48年6月11日から施行する。

附 則（昭和51年7月30日規則第71号）

この規則は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日規則第40号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第118号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則（平成9年3月31日規則第76号）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。

- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成12年3月31日規則第103号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第55号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月25日規則第15号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月28日規則第80号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表 (第3条、第4条、第5条及び第10条関係)

急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書に添付する図面及び書類

行為の区分	図面及び書類	
	種類	縮尺
法第7条第1項第1号、第2号、 第3号及び第7号の場合	構造図及び構造物安定計算書(本体工関 係)	適宜
	切土・盛土平面図	適宜
	排水系統図	適宜
	事前調査書	
	計画横断面図(仮設工関係)	適宜
	構造図(仮設工関係)	適宜
同 第6号の場合	切土・盛土平面図	適宜
	事前調査書	
同 第4号及び第5号の場合並 びに上記の行為に共通して添付 を要する図面及び書類	位置図	適宜
	計画平面図(本体工関係)	500分の1以上
	計画縦・横断面図(本体工関係)	100分の1程度
	公図の写し	
	敷地求積図及び行為面積求積図	
	写真	
	計画平面図(仮設工関係)	適宜
	隣接地主の施行同意書、借地契約書等	

施工計画書	
その他所長が必要と認める図面及び書類	

第1号様式 (第2条関係)

第2号様式 (第3条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第3号様式 (第4条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第4号様式 (第5条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第5号様式 (第6条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第6号様式 (第7条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第7号様式 (第8条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第8号様式 (第9条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第9号様式 (第9条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第10号様式 (第10条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)